

知 調 一 発 第 97 号
平成 23 年 2 月 25 日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

全国知事会農林商工常任委員会委員長
神奈川県知事 松沢 成文

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」について（申し入れ）

今般、情報提供された「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」においては、昨年以降の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの被害発生状況を踏まえ、家畜の伝染性疾病への防疫対応の強化を図ることとされており、本会も異論がないところである。

しかし、改正により、都道府県の業務量や財政負担の増加が見込まれるにも関わらず、それに対する財政措置や、新たに設けられる「家畜防疫員の確保に関する都道府県知事の努力規定」の内容等が明確ではないことから、全国知事会として地方自治法第 263 条の 3 第 5 項に基づき下記のとおり意見を申し入れる。

記

1 家畜伝染病予防法改正に伴う都道府県の負担増について

次に掲げる業務量の増加に伴い、都道府県の財政負担が増えることが見込まれることから、家畜保健衛生所事務費、運営費及び従事する人員確保等に要する経費に対する的確な財政措置が不可欠である。

財政措置の具体的内容を早急に明らかにした上で、こうした財政措置を適切に講じることが国に義務付ける規定を設けるべきである。

- (1) 家畜所有者（農家等）による飼養衛生管理基準の遵守状況の都道府県に対する定期報告が新たに義務付けられるが、これにより農家等への周知事務、報告督促事務、定期報告で得た情報を精査するための立入検査等の事務が発生する。加えて、報告内容について、市町村、農業協同組合等関係機関との情報共有を図る必要がある。
- (2) 患畜の発生時における都道府県による消毒の実施に要する機材準備、人員確保や現地状況の確認作業等の事務負担が発生する。

2 家畜防疫員の確保に関する都道府県知事の努力規定について

法律に都道府県の家畜防疫員の確保に関する努力規定を盛り込むのであれば、都道府県において、地域ごとの様々な要因を勘案し弾力的な運用ができるよう配慮するとともに、公務員獣医師（家畜防疫、公衆衛生）は慢性的に不足していることから、公務員獣医師の確保のため、国において、獣医師の処遇改善や、獣医系大学の定員増等の具体的な対策を講じるべきである。

また、家畜防疫員の確保に要する都道府県の経費に対し財政措置を適切に講じることを国に義務付ける規定を設けるべきである。

3 都道府県と市町村の役割の明確化について

現段階での家畜伝染病予防法改正案の中では、都道府県知事が実施する家畜伝染病の発生予防・まん延防止のための措置について、「市町村長に対し協力を求めることができるものとする」となっている。しかし、地域の実情を熟知した市町村の役割は重要であり、効果的な対策や円滑な連携のためには、都道府県と市町村の役割をより明確に位置づけるべきである。

また、家畜伝染病が発生した場合、緊急に多大な業務・財政支出を行わなければならない市町村に対して、国が速やかに的確な財政措置を講じる必要がある。